

2021年度

# 地域情報通信振興 関連施策集

地域とともにあゆむ  
総合通信局・沖縄総合通信事務所

総務省

〔2021年度〕

# 地域情報通信

地域とともにあゆむ総合通信局・沖縄総合通信事務所

# 振興関連施策



## I ICT を活用した地域活性化

課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証	1
ローカル5G（L5G）普及推進官民連絡会	2～4
5G投資促進税制	5～6
データ連携促進型スマートシティ推進事業	7
スマートシティ事例	8
地方公共団体に向けた人的支援・普及促進活動（地域情報化アドバイザー派遣制度、自治体CIO 育成研修、ICT地域活性化ポータルサイト）	9～11
実践的サイバー防御演習（CYDER）	12
テレワーク普及展開推進事業	13
地域サテライトオフィス整備推進事業	14
デジタル活用支援事業	15
デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	16
地域ICTクラブの普及促進	17
モバイル決済モデル推進事業	18
放送コンテンツによる地域情報発信力強化	19
戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）	20
郵便局活性化推進事業（郵便局×地方自治体等×ICT）	21
沖縄の情報通信振興	22

# CONTENTS

## Ⅱ 地域情報基盤の整備促進（地理的デジタル・ディバイドの解消等）

無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	23
無線システム普及支援事業（民放ラジオ難聴解消支援事業）	24
無線システム普及支援事業（公衆無線LAN環境整備支援事業）	25
無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）	26
無線システム普及支援事業（地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業）	27
無線システム普及支援事業（電波遮へい対策事業）	28
放送ネットワーク整備支援事業	
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	29～30
地域データセンター整備への支援	31
Lアラート（災害情報共有システム）の普及啓発	32

## Ⅲ 地方財政措置

地域情報化推進のための地方財政措置	33～35
コラム 辺地及び過疎対策事業債	

裏表紙 連絡先一覧

# 課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証

地域の企業等をはじめとする様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」について、様々な課題解決や新たな価値の創造の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証を踏まえ、ローカル5Gの柔軟な運用を可能とする制度整備や、低廉かつ容易に利用できる仕組みの構築を行うことを目的としています。

## 施策の目的

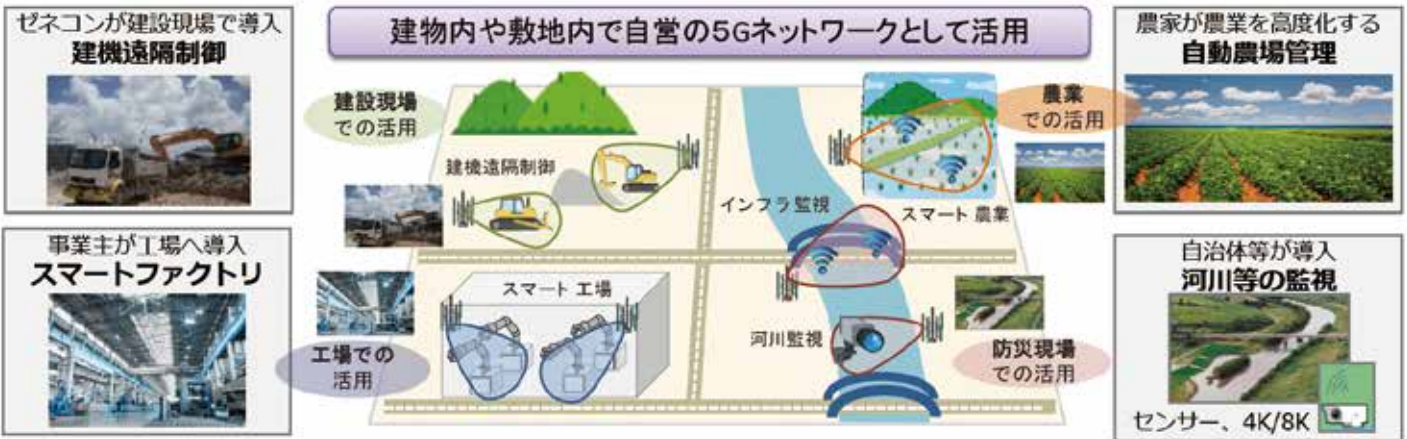
- ・現実の様々な利活用場面を想定した開発実証を踏まえ、無線設備の技術基準の緩和や、交換設備等の共用形態に関するガイドラインの策定等の取組を行います。
- ・実地検証により有効性が証明されたローカル5Gの活用モデルを、他の地域等が容易に利用（横展開）できるよう、利活用モデル導入ガイドブックの

作成、検証過程で開発されたアプリ等を他の地域等からも低廉かつ容易に利用できるシステムの構築等の取組を行います。

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 5,996百万円

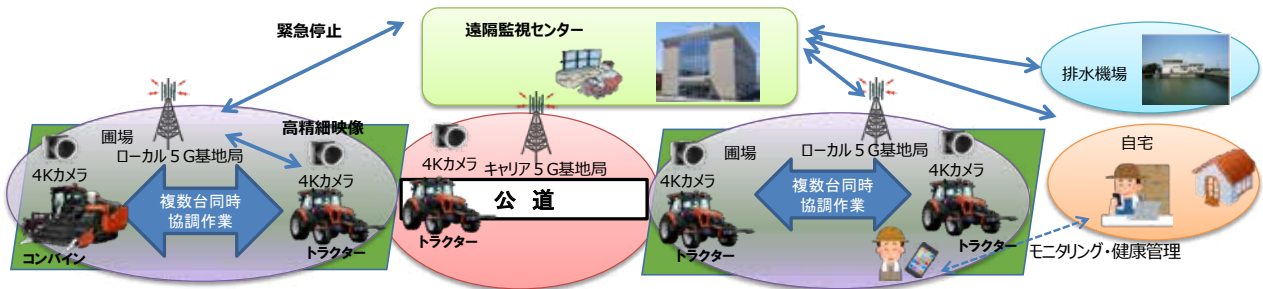
### <イメージ図>



### <実証事例>

#### 農機(自動トラクター等)の遠隔監視制御による自動運転等の実現

地域	北海道岩見沢市
請負者	東日本電信電話株式会社
実証概要	①複数台の自動運転トラクター等の遠隔監視制御（遠隔監視下での無人状態での自動走行：レベル3）の実証に関する実証 ②各種センサーから取得される生育データ等のビッグデータ収集等に関する実証（最適な農業計画策定等） ③既存の複数インフラとの組み合わせによるネットワーク利活用の実証（各種センサーやカメラ等を用いた排水路監視）等



担当課 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5758  
 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5896

# ローカル5G (L5G)普及推進官民連絡会

ローカル5G(L5G)の普及展開を目的として、必ずしも情報通信技術（ICT）関係に精通していない主体がL5G導入を検討する上で、L5G導入に必要な知見・手段を有する関係団体（関係省庁・関係団体やベンダー等）とを繋げたり、必要な情報提供を行っていく支援枠組です。

## 施策の目的

各地域において、地域の企業等をはじめとする様々な事業実施主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」(L5G)の導入・利活用が活発化していくことにとともに、全国における取組や知見を結集して、より円滑なL5G導入の支援等を担う全国レベルのL5G普及推進組織が必要となっています。これに対応するため、他省庁や関係団体との官民連携を含めたハブ機能等の仕組みを構築します。

## 概要

L5G普及推進官民連絡会の役割は、以下のとおりです。

- ①L5G導入主体等と関係政府機関、通信事業者、ベンダー等を繋ぐハブ機能
- ②関係省庁や各地域L5G推進組織間の連携推進
- ③L5G導入促進に係る普及啓発活動

また、参加主体としては、以下の団体等が参画しています。

- ①関係政府機関：総務省、経産省、農水省、国交省、厚労省、警察庁等
- ②関係団体：ARIB、CIAJ、TTC、TCA、JEITA、RMK、JCTA等
- ③各地域L5G普及推進組織：総合通信局・沖縄総合通信事務所

具体的な活動内容としては、事務局は5GMF（第5世代モバイル推進フォーラム）に置き、ユーザー側構成員とベンダー側構成員間の情報の橋渡し等を事務局が行うことにより、事業推進に向けたマッチング等を行います。

また、横展開が可能と考えられる優良事例については、可能な範囲で公開することとし、機会を捉えてL5G普及推進官民連絡会主催のセミナーやワークショップを開催するとともに、他地域団体主催のセミナー等にも積極的に講師を派遣します。

## L5G普及推進官民連絡会の活動方針

### I. L5G導入主体等と関係政府機関、通信事業者、ベンダー等を繋ぐハブ機能

- 「関係省庁、各地域の協議会等（各地域 L5G 推進組織）を含む総合通信局及び関係団体」（構成員）は、ローカル5G（L5G）やICT利活用に関する施策・事業に関する情報を事務局に対し提供し、事務局が内容を精査した上で構成員に展開します。展開された情報の取扱いについては、各構成員が判断します。
- 事務局は5GMF（第5世代モバイル推進フォーラム）に置き、総務省デジタル経済推進室も積極的に支援します。

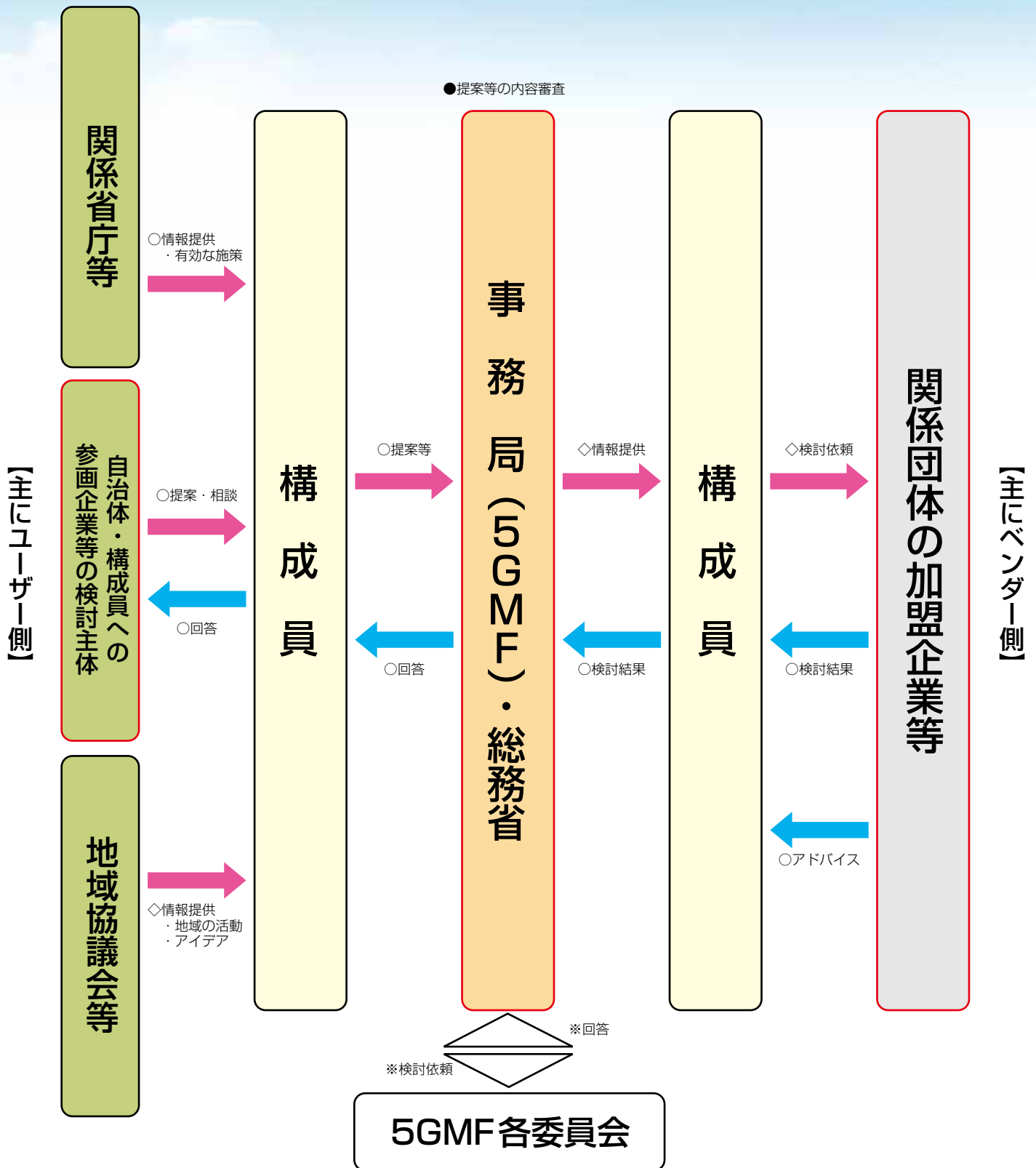
### II. 関係省庁間の連携推進

- ◆ 【関係省庁に期待される役割とメリット】
  - ・ 事業を検討している実施主体に対し、想定される利活用場面に応じた適切なアドバイスを行うことが可能となります。（例：建設現場でのローカル5Gを活用する事業について、国交省・関係団体が、現場のニーズに基づき、建設分野に関する専門的な助言する等）
  - ・ 進行中の事業実施主体に対し適切なアドバイスを行うことができるとともに、事業の進行状況を把握することが可能となります。（例：農村で夏期に予定していた事業が秋期にずれした場合、どのように事業内容を変更すれば現場の農業従事者にとって有益かの助言等）
  - ・ 関係省庁の予算の組み立て等を参考として、各省庁の新たな施策の検討に有効活用することが可能となります。
- ◆ 地方レベルにおいても、関係省庁と総合通信局及び各地域 L5G 推進組織との連携を推進し地域活性化を図ります。

### III. L5G導入促進に係る普及啓発活動

- ✓ 構成員（主にユーザー側）は、各構成員に参画する自治体や企業等からのローカル5G利活用に関する提案や相談を事務局に対して行い、事務局は当該提案事項等を解決すべく対応可能と想定される構成員（主にベンダー側）に対し情報提供します。
- ✓ 各構成員に参画する自治体や企業側から構成員への提案等について、各団体に「ご意見箱」等があれば、それを活用してもらいます。（各構成員のご判断により、内容を精査せず、そのまま事務局に提出することも可とします。）
- ✓ 原則として事務局に対する提案等は構成員からのみとし、個社から個別には受け付けません。ただし、構成員が認めた場合には、この限りではありません。
- ✓ 構成員から事務局への提案は、事務局が別に指示する手法によりポータルサイト等（別途検討）に登録し、事務局において取り扱いを検討します。
- ✓ 事業実施主体と関係団体・企業間で調整を行った結果、横展開が可能と事務局が判断した優良事例については、可能な範囲で公開します。
- ✓ 機会を捉えて連絡会主催のセミナーやワークショップを開催し、他団体主催のセミナー等にも積極的に参画します。

# 構成員からの提案事項及び情報提供の流れ



# 5G投資促進税制

ローカル5G無線局の免許人または全国5Gの事業者が一定の5G設備を取得した場合に、法人税・所得税及び固定資産税の特例措置の適用を行います。

## 施策の目的・概要

Society5.0の実現に向け、21世紀の基幹インフラとして、安全で信頼できる5Gの導入を促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、我が国経済の国際競争力の強化を目的としています。

	ローカル5Gの整備への支援	全国5G基地局の前倒し整備への支援
対象者	ローカル5G用無線局の免許人	携帯通信事業者
対象設備	ローカル5G用設備（送受信装置、空中線（アンテナ）、コア設備、光ファイバ）	全国5G基地局用設備（送受信装置、空中線（アンテナ））
主な適用要件	①特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って取得した一定の5G設備	
	② <sup>※1</sup> 地域課題解決に資すると市町村長が同意のうえで総務大臣が認めたもので、取得価額の合計額が3億円以下のもの <sup>※1</sup> ②については、固定資産税の特例を受ける場合のみの適用要件	②認定された開設計画を前倒して開設したものであって、高度なもの <sup>※2</sup> <sup>※2</sup> 「28GHz帯に対応した基地局」及び「3.7GHz/4.5GHz帯の基地局のうち、多素子アンテナを有するもの」
特例措置	法人税・所得税：税額控除15%又は特別償却30%	
	固定資産税：課税標準を1/2（取得後3年間）	
適用期間	2年間（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行日（令和2年8月31日）から令和4年3月31日まで）	



- 安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却等ができる措置を令和2年度に創設。（2年間の時限措置）

## 新法の枠組みにおける支援スキーム

## 課税の特例の内容

### 特定高度情報通信技術活用システム導入計画

#### (認定の基準)

- ・安全性・信頼性
- ・供給安定性
- ・オープン性（国際アライアンス）

※開発供給事業者（ベンダー）の認定開発供給計画の情報と連動

#### (支援措置)

- ・課税の特例
- ・ツーステップローン等の金融支援

### 課税の特例

#### (早期普及・供給安定性に関する確認基準)

- ・全国5Gは、開設計画前倒し分の基地局
- ・より高い供給安定性

#### (重要な役割を果たすもの)

- ・システムを構築する上で重要な役割を果たすもの
- ・全国基地局は、高度なもの

主務大臣  
認定

事業者

主務大臣  
確認

- 認定された導入計画に基づいて行う一定の設備投資について以下の措置を講じる。

#### ①法人税・所得税

対象事業者	対象設備	税額控除 <small>(注)</small>	特別償却
全国キャリア	機械装置等	15%	30%
ローカル5G免許人	機械装置等	15%	30%

(注) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

#### ②固定資産税（ローカル5G免許人に限る）

3年間、課税標準を1/2とする。

#### (対象設備)

- ・全国基地局（開設計画前倒し分であって高度なもの）送受信装置、空中線（アンテナ）
- ・ローカル5G送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

# データ連携促進型スマートシティ推進事業

地域が抱える様々な課題の解決のため、分野横断的な連携を可能とする相互運用性・拡張性、セキュリティが確保された都市OS（データ連携基盤）の導入を促進することにより、都市OSを活用した多様なサービスが提供されるスマートシティの実現を関係府省と一体となって推進します。

## 施策の目的

相互運用性及び拡張性が確保されたデータ連携促進型スマートシティが各地で実現されることで、都市間及び分野横断的なデータ連携が促進され、地域が抱える課題の解決や地方創生等に寄与することができます。

## 施策の概要

データ連携促進型スマートシティを構築しようとする地方公共団体等の初期投資等にかかる経費（データ連携基盤構築費等）を補助します。

### (1) 補助対象

地方公共団体や民間事業者等

### (2) 補助率

1 / 2 (上限なし)

### (3) 補助対象経費

データ連携基盤構築費  
機器購入費 等

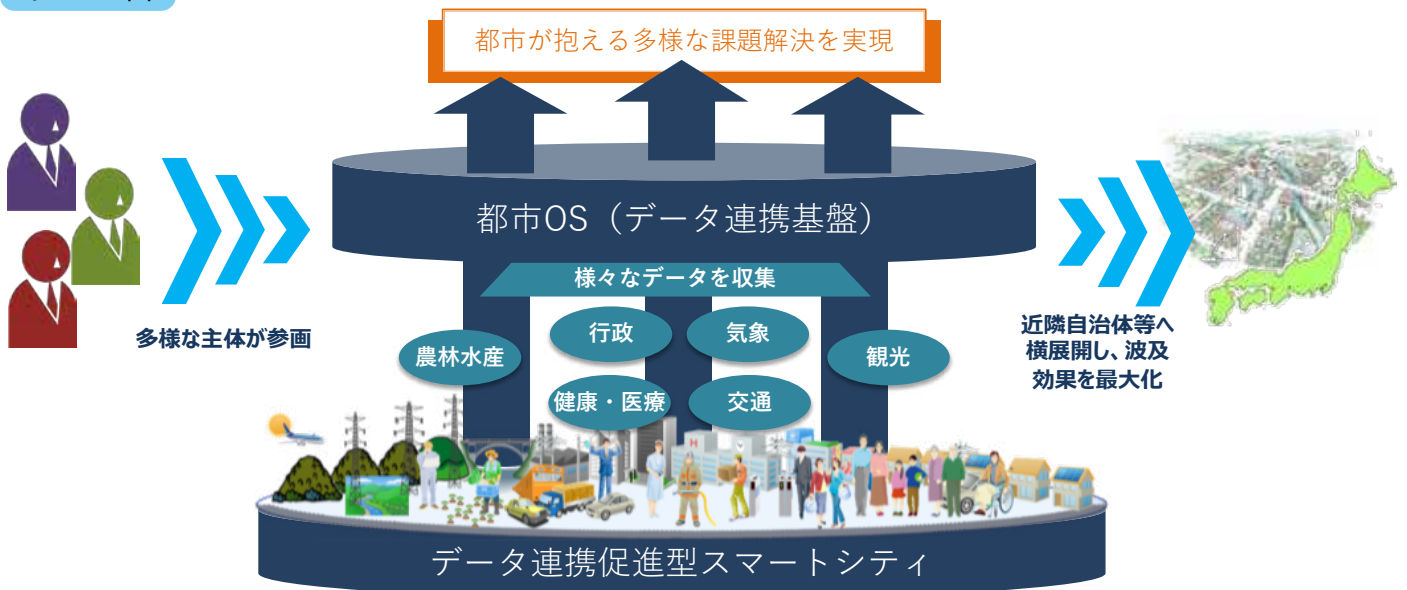
### (4) 主な補助要件

- ・「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること。
- ・他の自治体が容易に活用できるよう、データ連携基盤及びアプリケーションをクラウド上で構築すること。
- ・データ連携基盤、機材や端末などがセキュリティ対策やプライバシー保護を遵守したものであること。

## 予算額

令和2年度3次補正	一般会計	107百万円
令和3年度当初	一般会計	583百万円

## イメージ図



(注)都市OS(データ連携基盤): 観光や交通といった都市に関わる様々なデータを効率的に収集・管理することによって、データ同士の掛け合わせやデータの再利用を通じて新たなサービスの創出を可能とするシステム

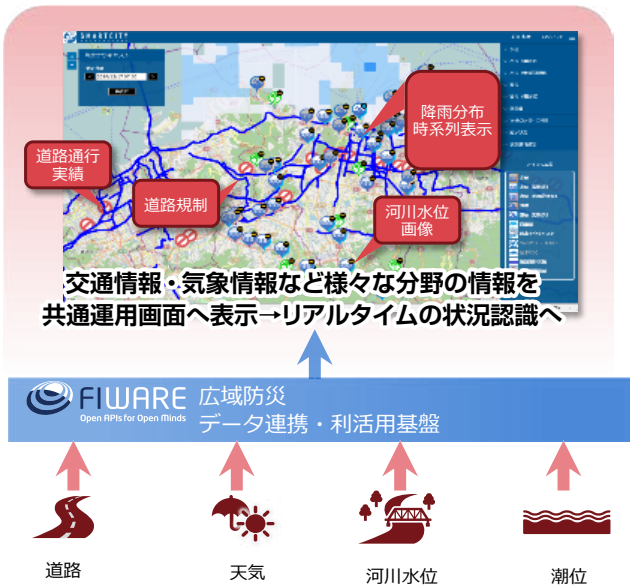
# スマートシティ事例

## 香川県高松市【都市間連携】

■ 中核市が導入したデータ連携基盤を周辺自治体が共同利用する事例が出始めている。  
⇒海岸、河川、道路沿いの隣接自治体による**広域災害への対応**や**コスト面でメリット**。

高松市は、平成29年度総務省補助事業でデータ連携基盤を構築

高松市の導入したデータ連携基盤を隣接2市町で共同利用



- 運用維持費を負担金方式で分担  
⇒各自治体にメリット(2市町は低廉な費用で利用可能)
- 道路通行情報、気象情報、河川水位、潮位等の防災関連情報をデータ連携で一元化。  
⇒広域で発生する災害等に対し、俯瞰的な状況把握が可能となり、避難勧告などの意思決定を支援。



(資料)日本電気株式会社

## 長野県伊那市【UI/UX 向上】

使い慣れたケーブルテレビのリモコンによるサービス提供

※令和元年度総務省「データ利活用型スマートシティ推進事業」採択

課題等

- 中山間地域において、自家用車を持たない高齢者などの移動・買い物が困難な状況
- ケーブルテレビ普及率は約65%

概要

- 高齢者が日ごろから**慣れ親しんだリモコン操作のみで完結**するサービス(①買物、②交通、③安心)を導入  
⇒地域コミュニティを守るため、人を介在させながら最先端技術を導入

- ケーブルテレビをプラットフォームとする簡便で多用途なシステム構築により、将来にわたり暮らし続けることのできる地域環境を整備

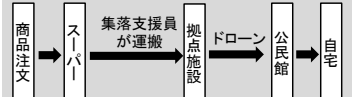
実施内容

サービス/アプリ

**買物**  
(ゆうあいマーケット)

- ・ **ドローン物流**：ケーブルテレビの画面上で、午前11時までに約300品のうちから商品を購入すると、夕方までにドローン等で配達される  
※ドローンは、(一社)信州伊那市が拠点施設で離陸・着陸を遠隔操作。決められた経路を自動で飛行する設定  
※対象集落内において事前登録者にサービスを提供。利用者は週1~2回利用
- ・ **ファイナンス**  
・ **「伊那市支えあい買物サービス条例」**により、**利用者から月額1000円、販売者から売上の10%を徴収**。(CATV利用料と商品代金と併せて、伊那ケーブルテレビジョンが口座振替で市の代理収納)

【流れ】



**交通**  
(ぐるっとタクシー)

- ・ **AIによる最適運行・自動配車**：CATVから当日予約可能で、人工知能AIが乗合に最適なルート検索しドアツードアで運行するタクシー。利用対象者は65歳以上か運転免許返納者、障がい者で、1人1回500円



**安心**  
(高齢者見守り)

- ・ **安否確認**：一定期間以上視聴していないことを検知した場合に家族にメールでお知らせ。
- ・ **リマインド**：物忘れ防止のため、CATV画面にメッセージを表示



高齢者が慣れ親しんだリモコンで操作

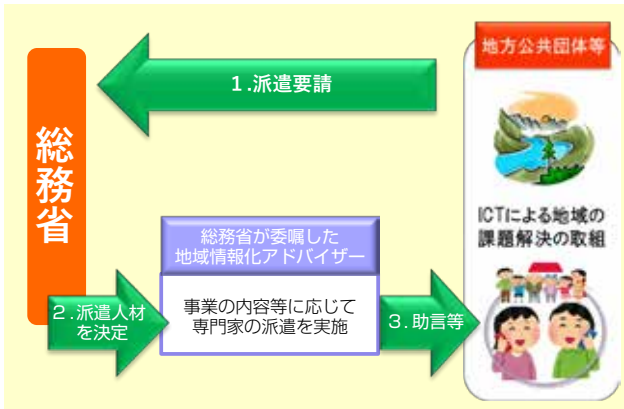
都市OS

クラウド型地域情報プラットフォーム

# 地域情報化アドバイザー派遣制度

地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行います。

## 派遣の仕組み



## 派遣団体数



## 申請から派遣までの流れ

- 申請団体**  
申請(応募)

  - ・申請書に必要事項を記入後、運営事務局に提出します。
- 運営事務局**  
申請書受付

  - ・ご希望のアドバイザーがお決まりでない場合は、条件に近いアドバイザーをご紹介します。
- 総務省**  
申請書審査

  - ・申請書をもとに審査を行い派遣の可否を決定します。
- 派遣先団体**  
派遣決定・詳細調整

  - ・派遣決定後は、派遣先団体とアドバイザーとの間で、直接調整をしていただきます。
- 地域情報化アドバイザー**  
派遣

  - ・派遣後、派遣報告書及びアンケートを提出していただきます。
- 運営事務局**  
事後手続(謝金・旅費の支払い等)

  - ・運営事務局からアドバイザーに対して謝金・旅費の精算を行います。
- 派遣先団体**  
支援経過報告書  
アンケート回答

  - ・プロジェクト経過報告書を提出していただきます。また、優良事例選出と本制度の成果確認のため、アンケートへのご協力もお願いしております。

## 地域情報化アドバイザー派遣制度についてのFAQ

**Q** 申請側がアドバイザーに対して謝金や旅費を支払う必要はありますか？

**A** 支援日数、時間の範囲内であれば、申請側からお支払いいただくことはありません。

**Q** どのアドバイザーに来ていただくのが良いのかわかりません。

**A** 依頼したい課題やテーマが決まっている場合、事務局からテーマに沿った支援をできるアドバイザーをご紹介しますことが可能です。

**Q** オンラインでの支援は可能ですか？

**A** 可能です。本制度では、オンラインでの実施を推奨しています。

**Q** 最長何日または何時間まで派遣してもらえますか？

**A** 本制度は知識・ノウハウを持った専門家を紹介することが主な目的であることから、同じテーマに関する派遣は1回のみ、オンラインの場合は合計10時間まで、実地派遣の場合は3日間までとなっております。

**Q** NPO法人でも申請できますか？

**A** 自治体からの推薦があれば、申請可能です。

詳しくはHPをご覧ください。



## 分野別派遣状況（令和2年度）

分野	申請数
人材の育成・活用	43
テレワーク	37
地域情報化計画・官民データ計画	34
オープンデータ	34
自治体システム/セキュリティ/地域情報プラットフォーム	33
働き方	30
教育情報化/情報教育	25
スマートシティ	24
RPA導入	23
マイナンバー	21
EBPM	18
デジタルアーカイブ/図書館	18
AI活用	17
観光	17
地域ビジネス	17
自治体クラウド	16
ネットワークインフラ (Wi-Fi/LPWA/光ネットワーク)	16
5G	13
マイキープラットフォーム	11
防災	9
医療・介護・健康	8
シェアリングエコノミー	8
農林水産業	8
個人情報保護	6
子育て	6
環境	2

## 自治体CIO育成研修（APPLICにおける自治体職員向け研修）

### ●施策の目的

電子自治体の構築に総合的に対応できる知識・スキルを有する人材の育成のために、ITガバナンスの強化、IT投資の評価、業務システムの最適化及び調達運用設計等、自治体CIO※等に求められるスキル向上を目的としています。

※CIO：当該団体におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理や情報セキュリティに関する権限及び責任を有する者のこと。(Chief Information Officer：最高情報統括責任者)

### ●施策の概要

自治体クラウドや番号制度など新たな取組を踏まえ、総務省が開発した地方公共団体の現状に合わせた実践的な研修教材を活用し、(一財)全国地域情報化推進協会(APPLIC)が研修の実施を予定しています。

#### (1)受講対象・実施状況

CIOあるいはCIOを支える部署の管理職又はそうした役職となることが期待されている地方公共団体職員を対象として実施。

令和2年度は72人が研修を受講しています。

#### (2) 令和3年度研修テーマ（予定）

<p style="text-align: center; border: 1px solid white; border-radius: 50%; padding: 2px;">テーマ</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">IT投資評価・ガバナンス</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid white; border-radius: 50%; padding: 2px; margin-top: 10px;">内 容</p> <p style="font-size: 0.8em;">ITガバナンスの必要性和全体像からIT政策・IT投資の評価などにおける地方公共団体が直面する課題について、技術的な観点だけでなくプロジェクトマネジメントといった管理的視点も学べる内容</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid white; border-radius: 50%; padding: 2px;">テーマ</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">全体最適化と調達・運用設計</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid white; border-radius: 50%; padding: 2px; margin-top: 10px;">内 容</p> <p style="font-size: 0.8em;">情報システム最適化の考え方から手法、システム調達や運用設計などにおける問題や課題の分析・業務や情報資産の整理統合手法など実践的な内容</p>
---	---

## ICT地域活性化ポータルサイト

ICTを活用した地域活性化に必要な情報を一元化したウェブページ「ICT地域活性化ポータル」を総務省ページ内に設置し、ICT地域活性化支援施策や過去の表彰事例などを掲載しています。

トップページ スマホでもスムーズに閲覧

**ICT地域活性化事例100選**  
 テーマ別、地域別などのカテゴリやキーワードから優良事例を探せる

**表彰事例**

**個別事例のページ**  
 概要、効果、費用等のデータを掲載

ICT地域活性化ポータル

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/local\\_support/ict/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/index.html)

QRコード



# 実践的サイバー防御演習(CYDER)



## 実践的サイバー防御演習 (CYDER) とは

本演習は、国の機関、地方公共団体及び重要インフラ事業者等の情報システム担当者等を対象とした体験型の実践的サイバー防御演習で、総務省が情報通信研究機構(NICT)を通じて実施しています。

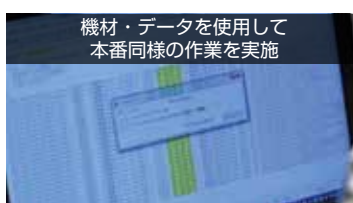
受講者は、組織のネットワーク環境を模した大規模LAN環境下で、実機の操作を伴ってサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験することができます。演習を通じてサイバーセキュリティ関係インシデントへの対処能力の向上を図ることができます。

詳細情報や申込は、<https://cyder.nict.go.jp> を確認願います。

(※)CYDER:CYber Defense Exercise with Recurrence

## 演習概要

- ✓ 毎年約3,000名が受講
- ✓ 演習は1日間
- ✓ 集合(実地)演習のほか、オンライン演習コースを新設
- ✓ 組織当たり1名でも複数名でも参加可能
- ✓ 地方公共団体の職員等一定の要件を満たす場合は無料で受講可能



システム管理は外部委託しているが受講する意味があるのですか。

インシデント発生時に委託先がどのような作業を実施しているかを予め理解・把握しておくことで、円滑な対応につながるため受講を推奨しています。

実機を使用する演習はハードルが高いのではないですか。

演習前にオンライン教材を利用して学び、演習中は専門の指導員が補助します。

## 令和3年度の演習実施予定

コース名	演習方法	レベル	受講想定者 (習得内容)	受講想定組織	開催地
A	集合演習	初級	システムに携わり始めた者 (事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	47都道府県
B-1		中級	システム管理者・運用者 (主体的な事案対応・セキュリティ管理)	地方公共団体	全国11都市
B-2				地方公共団体以外	全国4都市
C	準上級	セキュリティ専門担当者 (高度なセキュリティ技術)	全組織共通	東京	
オンラインA	オンライン演習	初級	システムに携わり始めた者 (事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	受講者職場等

※受講想定者・受講想定組織以外の方であっても受講可能です。

詳細情報はこちらをご覧ください <https://cyder.nict.go.jp>

担当 サイバーセキュリティ統括官室 03-5253-5749

# テレワーク普及展開推進事業

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」について、全国的な普及展開を更に推進することで、働き方改革を加速し、住みたい地域で豊かに暮らし、多様な働き方ができる社会を実現します。

## 施策の目的

ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークを、地域や中小企業も含め、日本全国で普及拡大することにより、国民一人一人のライフステージや生活スタイルに合った多様な働き方を実現するとともに、場所を問わず働けるテレワークの定着を通じて、都市部から地方への人の流れを生み出し、地域の活性化にも寄与します。

## 施策の概要

- ・ 中小企業・地域へのテレワーク普及拡大  
地域や中小企業におけるテレワークの導入促進に向け、中小企業を支援する団体にテレワーク普及の担い手機能を付加（テレワーク・サポート・ネットワーク）し、セミナー・相談会の開催等を通じて地域展開を推進するとともに、テレ

ワーク導入を検討する企業等に、専門家（テレワークマネージャー）が無料で相談対応し、システム・情報セキュリティ等テレワークの導入に関するアドバイスを実施します。

- ・ 先進事例の収集及び表彰等を通じた普及啓発  
テレワークを有効活用している企業・団体を対象に「テレワーク先駆者百選」の選定や「総務大臣賞」の表彰を行うなど、先進事例を収集し広く展開するとともに、「テレワーク・デイズ」や「テレワーク月間」などの広報を通じて、テレワークが全国に根付くよう、普及啓発に取り組みます。

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 258百万円

## イメージ図

先進事例の収集・表彰  
(テレワーク先駆者百選・総務大臣賞)



テレワーク・サポートネットワーク  
(機能イメージ)





# 地域サテライトオフィス整備推進事業

国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できるようにするべく、民主導ではにわかに整備が進みにくい地域においてサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等に対して助成を行う事業です。

## 施策の目的

本事業は、サテライトオフィスについて、民主導ではにわかにその整備が進みにくい地域を対象に、当該地域におけるその普及を促すことで、国民が地域によらず新しい働き方環境を享受できる社会環境の整備を促進するものです。

## 施策の概要

一定のセキュリティ水準を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症対策等を講じた他人の用に供するサテライトオフィスの整備に対して、事業の目的遂行に必要と認められる経費を補助します。

### (1) 補助対象

地方公共団体（都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。）

又は、当該地方公共団体を1以上含むコンソーシアム

### (2) 補助率

事業費の1/2補助(補助額上限2,000万円)

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 71百万円  
(デジタル活用環境構築推進事業)

### イメージ図



# デジタル活用支援推進事業

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に向け、国民がデジタル社会の利便性を実感できるよう令和3年度以降、幅広い関係者を巻き込んで「デジタル活用支援」を展開します。

## 施策の概要

デジタル格差の解消のため、事業者等が、デジタル活用に関する理解やスキルが十分でない高齢者等に対して、オンライン行政手続、サービス等の利用方法に関する助言・相談を行う場合に、これらの取組を補助し、デジタル活用支援を推進することを目的として実施するものです。

(1)補助対象 事業者等

(2)補助率 1/1

(3)補助対象経費

補助対象事業（デジタル活用支援）を行うために直接必要な「直接経費」及び「間接経費」

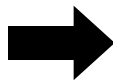
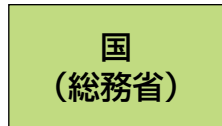
## 予算額

令和2年度第3次補正予算 一般会計

11,4億円の内数

## イメージ図

(実施イメージ)



携帯ショップの  
スマホ教室等

デジタル格差解消を図るため、高齢者等の身近な場所で、行政手続や利用ニーズの高い民間サービスの利用方法の説明や相談などを実施します。

(説明・相談の例)

- ・マイナポータルの使い方
- ・オンラインによる診療や予約 等



※令和2年度は全国11か所で実証  
※令和3年度は全国で1000箇所程度での講座等の開催を予定しています。



・デジタル活用支援の活動に対する助成をします。

# デジタル・ディバイド解消に向けた 技術等研究開発

高齢者・障害者向けICTサービスの充実を図る研究開発を行う企業等の取組を支援します。

## 施策の目的

高齢者・障害者の利便の増進に資する通信・放送サービスの研究開発を行う事業者等に対して、その研究開発資金の一部を補助することにより、通信・放送サービスの充実を通して、地域における高齢者・障害者の課題の解決や地域コミュニティの活性化に資することを目的としています。

## 施策の概要

先進的な通信・放送技術の研究開発であって、その成果によって、高齢者・障害者に有益な新しい通信・

放送サービスをもたらすもの、または現在行われている通信・放送サービスを高度化し、高齢者・障害者に有益なものとなる研究開発が対象となります。

- (1) 補助対象 事業者等
- (2) 補助率 1/2
- (3) 補助対象経費  
補助対象事業（研究開発）を行うために直接必要な「直接経費」及び「間接経費」

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 130百万円の内数

## イメージ図

### 【取組実績例】

#### 駅構内を想定した視覚障害者の歩行誘導サービスの研究開発

地下鉄の駅構内に設置したQRコードからの情報とメガネ型ウェアラブルデバイスから得た情報をスマートフォンで統合し、クラウドサービスを利用しながら、道案内、駅構内情報、危険回避などを実現する。



(参考)上記システムは、東京メトロの一部の駅において実装化予定

# 地域ICTクラブの普及促進

デジタル活用共生社会の実現に向け、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供する「地域ICTクラブ」の普及促進に取り組んでいます。

## 地域ICTクラブの普及促進

プログラミング教育の重要性に鑑み、文部科学省、経済産業省及び総務省の3省が連携してプログラミング教育の推進に取り組んでいます。

総務省では、子供たちが学校教育で学んだものを地域でさらに深め、興味関心に応じ実践的な学びができるように、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供し、地域住民との交流を行ったり、地域課題をテーマ設定するなどして、地域人材の育成にも資するものである「地域ICTクラブ」の普及促進に取り組んでいます。

具体的には、新たに「地域ICTクラブ」を始めたい団体等が当該活動を円滑に推進していけるよう、これまでの実証事業（平成30年度・令和元年度）を通じて全国各地で取り組まれた活動等について、「地域ICTクラブ特設ページ」にまとめて情報提供しています。

また、令和3年度は「地域ICTクラブ」実施団体からなる全国ネットワークの構築、全国各地で取組成果を発表する機会の提供や全国交流会の実施による切磋琢磨できる機会の提供等により、「地域ICTクラブ」の一層の普及促進に取り組む予定です。

### 地域ICTクラブの趣旨

- 地域ICTクラブは、地域で子供たちがプログラミング等ICT活用スキルを学ぶ機会を提供するもので、地域住民との交流を行ったり、地域課題をテーマ設定するなどして、地域人材の育成にも資するものです。
- 子供たちが学校教育で学んだものを地域でさらに深め、興味関心に応じ実践的な学びを行います。

(参考)

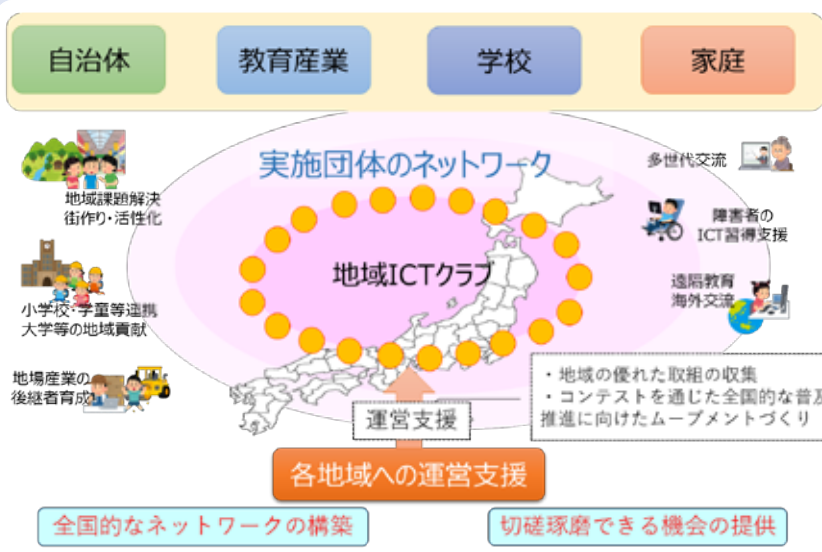
- ・全国的な展開に向けて、運営ノウハウや実施方法のモデル化を情報提供します。

講座の様子



### 取組方向性

- 全国的なネットワークの構築
  - ・地域ICTクラブ実施団体からなる全国ネットワーク構築
- 切磋琢磨できる機会の提供
  - ・全国各地で取組成果を発表する機会の提供や全国交流会を実施



# モバイル決済モデル推進事業 (統一QR「JPQR」普及事業※)

※モバイル決済モデル推進事業の一般向けの呼称として使用しています。

- ✓ 統一規格QRコード決済「JPQR」について、地域の中小店舗も含めた導入を令和2年度に引き続きサポートします。
- ✓ 自治体、商工団体等は、事業者向けのJPQR説明会を開催する際に、講師派遣、資料提供等のサポートを活用可能です。
- ✓ 自治体の場合、JPQR普及促進に係る経費(説明会会場費、広告費等)に総務省マイナポイント事業費補助金を活用可能です。

## JPQRの概要



- ✓ 店頭にはこれ1枚設置でOKです。
- ✓ 使える決済サービスのロゴを見てお客様ご自身がスマホのアプリを起動。QRを読み取って会計します。
- ✓ 国内大手QRコード決済サービスをはじめ、約20社の支払いに対応しております。

### 2020年度普及事業参加決済サービス一覧



## 令和3年度事業内容

### ① 施策の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、統一規格QRコード決済「JPQR」の全国普及を加速させ、地域の中小店舗も含めたキャッシュレス化の一層の普及を図り、業務効率化及び感染症防止対策に寄与します。

### ② 施策の概要

地域のキャッシュレス化を推進するため、統一QR「JPQR」の全国展開に向けた説明会・広報等のサポートを実施するとともに、JPQR管理画面の機能拡充に向けた改修を実施します。

### ③ 予算額

令和2年度3次補正予算2.6億円

## 自治体、商工団体等が活用可能なサポート内容※

※検討中の内容を含みます。



### ✓ 申込説明会における支援

- ✓ 説明会講師(兼申込サポーター)派遣  
各自治体において、希望場所で説明会を実施します。
- ✓ オンライン説明会の開催  
会場に来ることが難しい参加者のためにZOOM開催を実施します。
- ✓ 説明会資料やチラシ素材データの作成・提供  
説明資料や、開催案内チラシ素材を作成し提供します。
- ✓ 会場にWEB申込用タブレット等の設置  
WEB操作に慣れない当日申込希望者のサポートを実施します。

### ✓ 申込・利用フォローアップ

- ✓ WEB申込サポート有人窓口の設置  
一定期間、自治体内の希望場所において自治体等が設置する窓口にて、WEB申込サポーターや申込専用のタブレット端末等を配備します。
- ✓ JPQR利用サポート説明会講師派遣  
申込説明会から1-2か月後を目処に、JPQRの初期設定・使い方等のサポート説明会を実施します。
- ✓ コールセンターでのサポート  
本事業専用のコールセンターを設置し、申込や設定などを含む本事業全体の問合せ対応・支援等を実施します。

## マイナポイント事業補助金の活用について

自治体の場合、JPQR申込説明会に係る経費や、広報等その他JPQRの普及促進に係る経費に、総務省マイナポイント事業費補助金を活用可能です。

- 説明会日程・開催場所の調整、当日の説明会等の運営
- 説明会資料の印刷・配布
- 上記サポート内容について、近隣エリア店舗への事前周知 等

- 連絡先: 総務省情報流通行政局情報流通振興課デジタル企業行動室 03-5253-5857 [jpqr@ml.soumu.go.jp](mailto:jpqr@ml.soumu.go.jp)
- JPQR普及事業コールセンター: 0120-206-100 (9:00 ~ 18:00 土日祝日含む)(ご不明点・お申込み方法のお問合せ)
- 自治体・商工団体向けサポートに関する問い合わせ先(JPQR普及事業事務局): [jpqrseminar\\_2@tohmatu.co.jp](mailto:jpqrseminar_2@tohmatu.co.jp)
- 事業WEBサイト: <https://jpqr-start.jp/>

# 放送コンテンツによる地域情報発信力強化

我が国の魅力を発信し、地方創生等にも資する放送コンテンツを海外と共同制作・発信等する取組を支援します。

## 施策の目的

ポストコロナに向けて、地域の魅力を伝える放送コンテンツを活用した情報発信を行うことにより、地場産品や観光の需要を引き続き喚起し、地域経済の好循環の実現を図ります。

## 施策の概要

ローカル放送局等と、自治体、地場産業等の関係者が幅広く協力し、ポストコロナも見据え、地域の魅力を紹介する放送コンテンツを制作し、海外で放送又は動画配信（※）する取組及びこれと連動して行う取組への支援等を行います。

※動画配信については、放送と同等のリーチ力を持ち、配信プラットフォームの運営者自らがコンテンツの掲載に責任を負っているものに限りま。

(1)補助対象  
民間事業者等(放送コンテンツの制作を行うローカ

ル放送局、番組制作会社等のコンテンツ関連企業)

(2)補助率

1/2

(3)対象経費

地域の魅力を発信する番組を制作、海外発信する事業の実施に係る経費

①コンテンツ制作に係る費用

②海外放送枠の確保等に係る費用

③連動事業(※)に係る費用

※SNS等によるPRやオンラインイベント等、放送又は動画配信と連動して行う情報発信の効果を高める事業

④その他事業を実施するために必要な経費

## 予算額

令和2年度第三次補正	一般会計	1,448百万円
令和3年度当初	一般会計	102百万円



# 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)

～情報通信分野における戦略的な競争的研究資金～

Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme(SCOPE)

戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE)は、情報通信技術 (ICT)分野において新規性に富む研究開発課題を大学・国立研究開発法人・企業・地方公共団体の研究機関等から広く公募し、外部有識者による選考評価の上、研究開発を委託する競争的研究資金\*です。これにより、未来社会における新たな価値創造、若手ICT研究者の育成、中小企業の斬新な技術の発掘、ICTの利活用による地域の活性化、国際標準獲得等を推進します。

※ 資源配分主体が広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金。

## 事業の概要

六つのプログラムにおいて研究開発を推進。

### (1) 社会展開指向型研究開発

ICT分野で国として取り組むべき基盤的な研究開発分野からその時々政策課題を踏まえ重点領域を設定し、IoT/BD (ビッグデータ)/AI時代に対応して、技術実証・社会実装を意識した、新たな価値の創造、社会システムの変革並びに地域の活性化及び課題の解決に寄与する研究開発を推進。

### (2) ICT基礎・育成型研究開発

ICT分野の研究者として次世代を担う若手人材の育成や中小企業等の斬新な技術の発掘のため、Feasibility Study (本格的な研究開発のための予備実験や理論検討等の研究開発)を中心に基礎的な研究開発を推進。

### (3) 国際標準獲得型研究開発

ICT分野における研究開発成果の国際標準化や実用化を加速し、イノベーションの創出や国際競争力の強化に資するため、外国の研究機関との研究開発を戦略的に推進。

### (4) 電波有効利用促進型研究開発

電波の有効利用をより一層推進する観点から、新

たニーズに対応した無線技術をタイムリーに実現するため、電波の有効利用に資する先進的かつ独創的な研究開発を推進。

### (5) 電波COE研究開発プログラム

ワイヤレス分野の研究者を育成・輩出するため、オープンな実証研究環境の構築及びメンターによる研究活動や電波利用のサポートを一体的に行う、共同型研究開発を推進。

### (6) 独創的な人向け特別枠～異能(inno)vation～

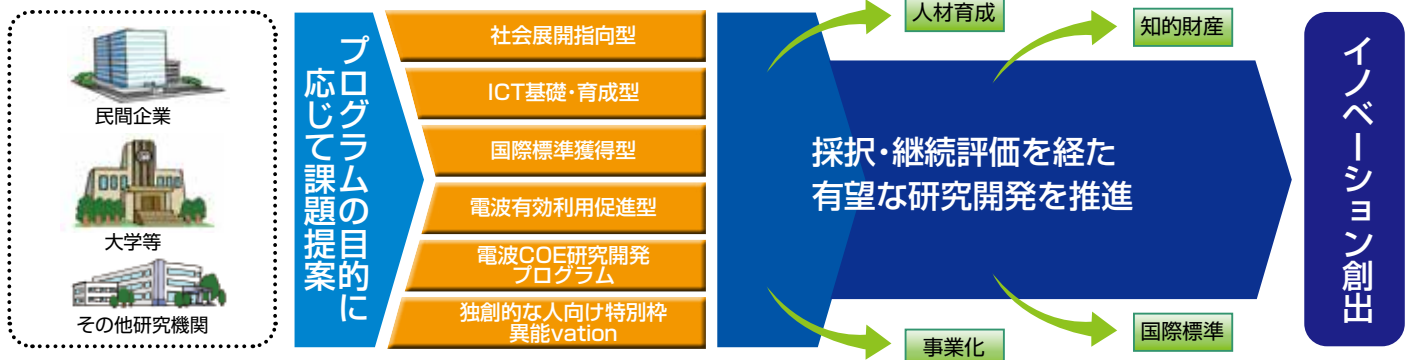
ICT分野において、人工知能には予想もつかないような破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外で野心的な課題への挑戦とその地球展開を支援。

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 1,985百万円

## その他

本事業のウェブサイトを公開しております。各プログラムの概要や公募の方法、過去に採択された研究開発課題等の情報を掲載しておりますので、御覧ください。



担当 国際戦略局技術政策課  
通信規格課

03-5253-5725  
03-5253-5763

総合通信基盤局電波部電波政策課 03-5253-5876

総合通信局情報通信部情報通信連携推進課・電気通信事業課・情報通信振興室  
無線通信部電波利用企画課

沖縄総合通信事務所情報通信課・無線通信課

# 郵便局活性化推進事業 (郵便局×地方自治体等×ICT)

地域の諸課題解決等を推進するために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開します。

## 施策の目的

わが国では、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化していく中で、「国民生活の安心安全の拠点」として郵便局に期待される役割は高まっていくものと見込まれます。

本事業は、「国民生活の安心安全の拠点」である全国の郵便局と地方自治体等の連携により、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進することを目的としています。

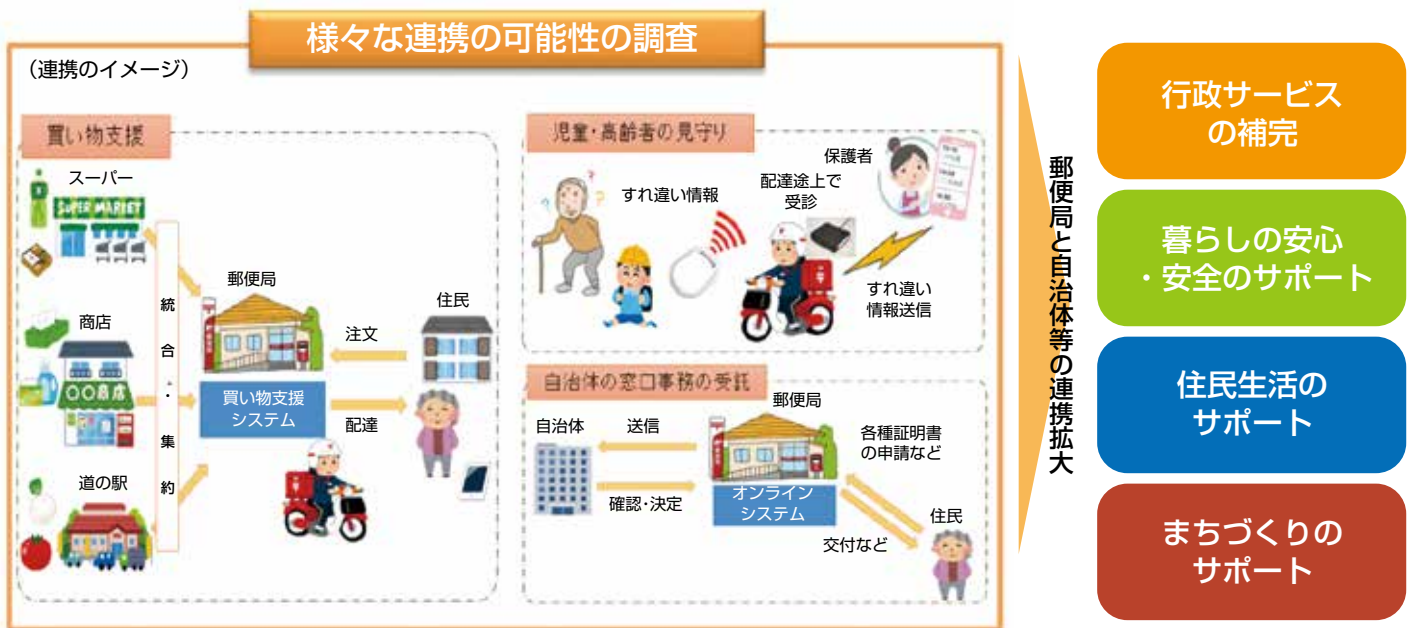
## 施策の概要

郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開します。

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 30百万円

## イメージ図



### 【調査項目】

- ・ 連携の効果、望ましいコスト負担、役割分担
- ・ ICTや外部人材等の効率的な活用方法 等

最適な連携のあり方をメニュー化し、全国に展開



# 沖縄の情報通信振興

総務省では、沖縄のアジア・太平洋地域における情報通信ハブ実現の加速化や国内外の情報通信関連企業誘致の促進をめざし、①情報通信産業の集積・振興 ②人材の育成・確保と研究開発の促進 ③情報通信基盤の整備の3つの基本的な方向性に沿って、税制措置や施策展開の支援等に取り組んでいます。

## 沖縄情報通信産業振興税制

沖縄振興特別措置法では、「情報通信産業振興地域」及び「情報通信産業特別地区」を指定し、それぞれの区域に立地する情報通信関連企業は税制優遇措置を受けることができます。

特例措置の適用期限は、令和2年度税制改正により、1年間延長（令和4年3月31日まで）されています。

### 沖縄のIT環境

- IT系企業の進出 県外からの誘致企業数：41社(H13年)→490社(R1年)、雇用者数：4,186人(H13年)→29,748人(R1年)
- IT系人材育成のための研修制度（研修施設も整備）
- バックアップセンターとしての特性もあり
  - ①本土、アジアの主要都市への近接性、②地域IXの利用が可能、③本土の電力系統から独立した電源系統及び高い電力供給予備軍、④広域災害時の本土主要都市との同時被災の可能性の低さ

### 目指す姿

アジアにおける国際情報通信拠点「ITブリッジ」として我が国とアジアの架け橋となり、国内外からの企業立地促進、県内立地企業の高度化・多様化、人材の育成・確保

### 情報通信特区・地域

- 所得控除制度（40%控除）＜特区：①、②は選択制、地域：②、③のみ＞
 

【条件】（1）特区内に本店又は主たる事務所を有する企業  
 （2）H24.5.24以後に特区内で設立され、10年以内の企業  
 （3）特区内で専ら特定事業を営むこと  
 （4）常時使用従業員が5人以上であること  
 （5）特区外事業所では、一定の業務以外の業務を行わず、従業員数が常時使用従業員数の20%又は3人以下のいずれかが多い数であること

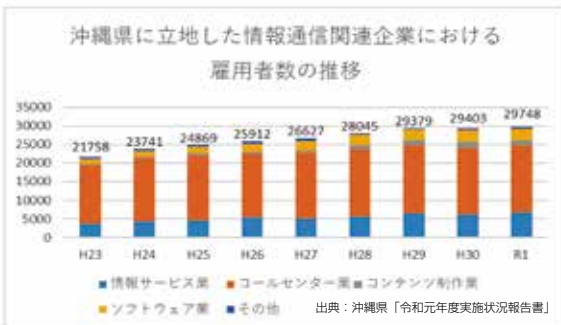
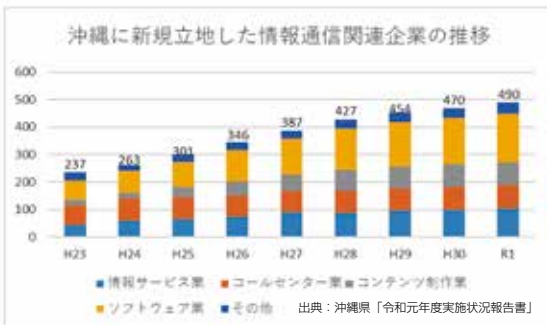
※県知事が対象法人を認定
- 投資税額控除（機械装置・器具備品15%、建物等8%）
 

※地域内の投資が対象。限度額あり。  
 下限取得価額 機械装置・器具備品：100万円超  
 （建物等は1,000万円超）
- 事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税の課税免除等
 

※各優遇措置にはそれぞれに要件等が設定されています。

※対象事業

情報通信産業特区	情報通信産業振興地域
所得控除	投資税額控除
データセンター(iDC)、インターネット・イクスチェンジ(IX)、インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)、バックアップセンター、セキュリティデータセンター、情報通信機器相互接続検証事業（以上、特定情報通信事業という。）	情報記録物の製造業、電気通信業、映画・ビデオ制作業、放送業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、小売業・製造業等のコールセンター、クラウド（インターネット付随サービス業）、ビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO) （左記の特定情報通信事業を含む。）



(参考) 内閣府(沖縄担当)所管

● 令和3年度当初予算：沖縄振興一括交付金 **981億円**

沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施。

- ・ 沖縄振興特別推進交付金（ソフト） 504億円
- ・ 沖縄振興公共投資交付金（ハード） 477億円

担当 情報流通行政局地域通信振興課沖縄情報通信振興室 03-5253-5758  
 沖縄総合通信事務所情報通信課 098-865-2304

# 無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)

携帯電話等の無線システムによるサービスを利用できないエリアにおいて地方公共団体が携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設や基地局開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助します。

## 施策の目的

携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的条件や事業採算上の問題により、サービスを全く利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域があります。このような地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、新たな日常を支える5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的としています。

## 施策の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合や、無線通信事業者が高度化施設（5G等の無線設備等）や基地局の開設に必要な伝送路施設を整備する場合に、国がそれらの整備費用の一部を補助します。

事業名	事業内容	事業主体	補助率
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】 国 1/2 都道府県 1/5 市町村*1 3/10 【複数者参画の場合】 国 2/3 都道府県 2/15 市町村*1 1/5 ※1：地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担
② 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】 国 1/2 無線通信事業者 1/2 【100世帯未満の場合】 国 2/3 無線通信事業者 1/3
③ 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】 国 1/2 無線通信事業者 1/2 【複数者共同整備の場合】 国 2/3 無線通信事業者 1/3 (注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3*2 離島市町村 1/3 ※2：財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3

## 予算額

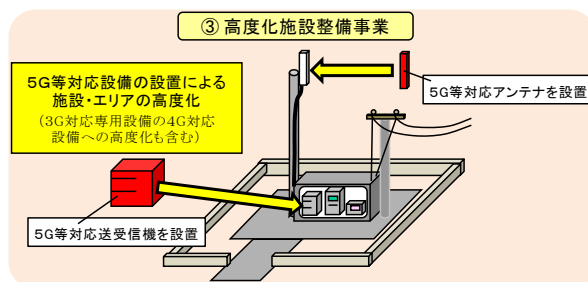
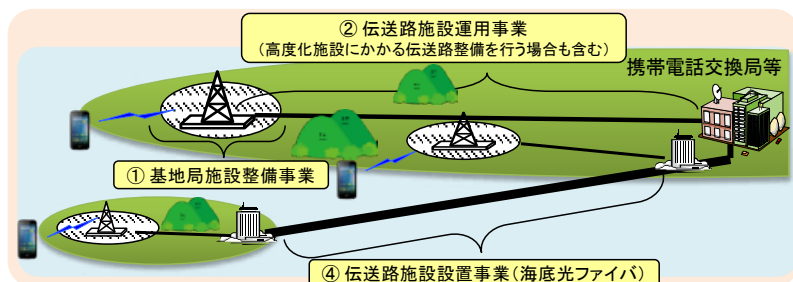
令和3年度 一般会計 1,514百万円

## 実施状況

平成28年度	64事業
平成29年度	82事業
平成30年度	48事業
令和元年度	53事業
令和2年度	52事業

※令和2年度は、12月末時点の交付決定数

## イメージ図



担当課 総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894  
 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室 03-5253-5866  
 総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課等

# 無線システム普及支援事業 (民放ラジオ難聴解消支援事業)

平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行うラジオ放送事業者等に対し、その整備費用の一部を補助します。

## 施策の目的

放送は、国民生活に密着した情報提供手段として、特にラジオは災害時の「ファースト・インフォーマー」(第一情報提供者)として、今後もその社会的責務を果たしていくことが必要です。特に、ラジオについては、地形的・地理的要因、外国波混信のほか、電子機器の普及や建物の堅牢化等により難聴が増加しており、その解消を推進していきます。

## 施策の概要

- ア 事業主体：民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
- イ 補助対象：難聴対策としての中継局整備
- ウ 補助率：地理的・地形的難聴、外国波混信 2 / 3、都市型難聴 1 / 2

## 予算額

令和3年度 一般会計 300百万円

## 地方財政措置

過疎対策事業債、辺地対策事業債、特別交付税

### イメージ図



### (参考) 辺地及び過疎対策事業債

令和2年度地方債同意等基準(抄)

[令和2年総務省告示第127号]

- 第二 協議団体に係る同意基準
  - 二 協議に当たっての事業区分
    - 1 通常収支分
      - (一)一般会計債
        - (7)辺地及び過疎対策事業
          - ①辺地対策事業

辺地対策事業については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定による総合整備計画に基づいて行う同法第2条第2項に定める公共的施設の整備事業を対象とするものとする。

#### ②過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定による過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う同法第12条第1項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第2項に定める事業を対象とするものとする。

令和2年度地方債同意等基準運用要綱について(抄)

[R2.4.1付総財地第75号、総財公第83号、総財務第29号]

- 第一 協議等手続に関する事項
  - 二 対象事業に関する事項
    - 1 通常収支分
      - (一)一般会計債
        - (7)辺地及び過疎対策事業

キ 電気通信に関する施設とは、難視聴解消若しくは地上デジタル放送対応のための放送局に係る施設の整備事業、無線システム普及支援事業として行う移動通信無線局に係る施設整備事業、その他の辺地の格差是正又は過疎地域の自立促進等のために必要な事業をいうものであること。

担当課 自治財政局財務調査課 03-5253-5648

# 無線システム普及支援事業 (公衆無線LAN環境整備支援事業)

災害時の必要な情報伝達手段を確保するため、公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備を実施する地方公共団体等への支援を行います。

### 施策の目的

災害時に、携帯電話等が輻輳のために利用できない場合であっても、地域住民や来訪者等が、災害関連情報を確実かつ迅速に入手等できる環境整備が重要であり、耐災害性の高いWi-Fiの整備が不可欠です。

また、平時においては、教育での活用などにより利便性の向上に資するものです。

そこで、防災拠点（避難所・避難場所（学校の体育館及びグラウンド、市民センター、公民館等）、官公署）や、被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然・都市公園等）におけるWi-Fi環境の整備を行うことにより、電波の適正な利用を確保することを目的としています。

### 施策の概要

防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助します。

（補助対象）財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域<sup>(※)</sup>の普通地方公共団体・第三セクター

※過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯  
（補助率）1/2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3）

### 予算額

令和3年度当初 一般会計 900百万円

### 地方財政措置

過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債

### イメージ図



# 無線システム普及支援事業 (高度無線環境整備推進事業)

5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体や電気通信事業者等が、高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等の整備を実施する場合、その事業費の一部を補助します。

また、令和3年度からは地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助します。

## 施策の目的

特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的としています。

## 施策の概要

### 1 光ファイバの整備補助について

#### (1)事業主体

直接補助事業者：地方公共団体、第3セクター法人、一般社団法人等

間接補助事業者：電気通信事業者

#### (2)対象地域

条件不利地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

#### (3)補助率

- ① 離島：2／3（地方公共団体）  
1／2（第3セクター法人・電気通信事業者）
- ② 離島以外の条件不利地域：  
1／2（財政力指数0.5未満の地方公共団体）  
1／3（財政力指数0.5以上の地方公共団体・第3セクター法人・電気通信事業者）

#### (4)補助対象経費

伝送路施設（光ファイバ等）の設置に要する経費

### 2 離島向け維持管理補助について

#### (1)事業主体

離島を有する地方公共団体（都道府県、市町村及びそれらの連携主体）

#### (2)補助率 1／2

#### (3)補助対象経費

離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額（赤字の場合のみ）

## 予算額

令和3年度 一般会計 3,682百万円

## 地方財政措置

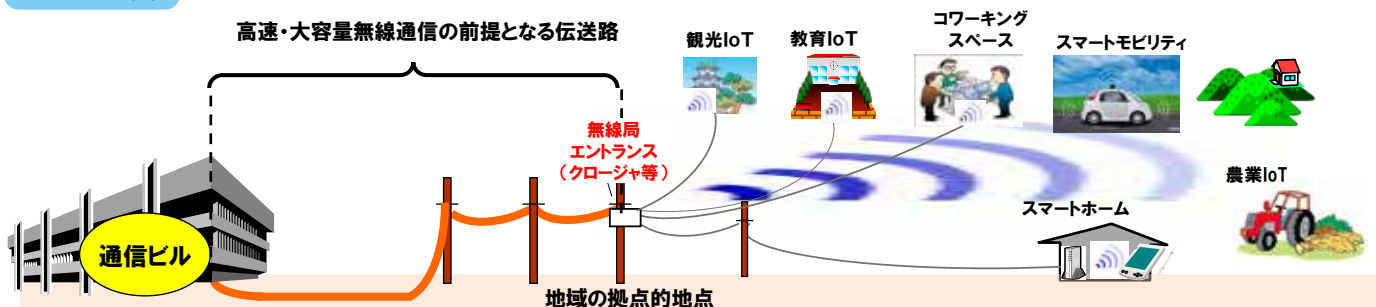
### 1 光ファイバの整備補助

過疎対策事業債、辺地対策事業債、旧合併特例債等

### 2 離島向け維持管理補助

離島向け維持管理補助の対象経費に係る市町村の地方負担については、特別交付税（措置率0.8）が措置されています。

## イメージ図



※新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助します（公設のままの高度化や高度化を伴わない更新は対象外）。

担当 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室 03-5253-5866  
情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室 03-5253-5808

# 無線システム普及支援事業 (地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業)

地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の一部を補助します。

### 施策の目的

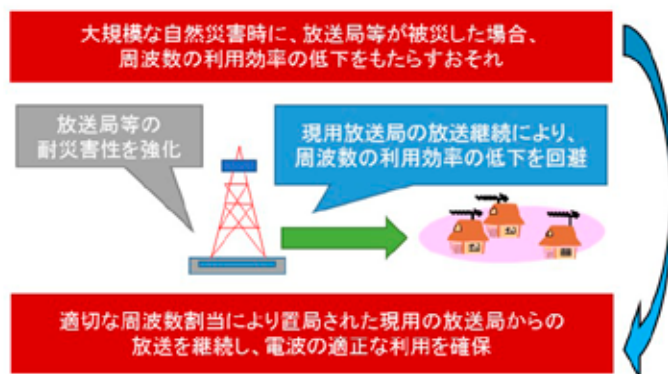
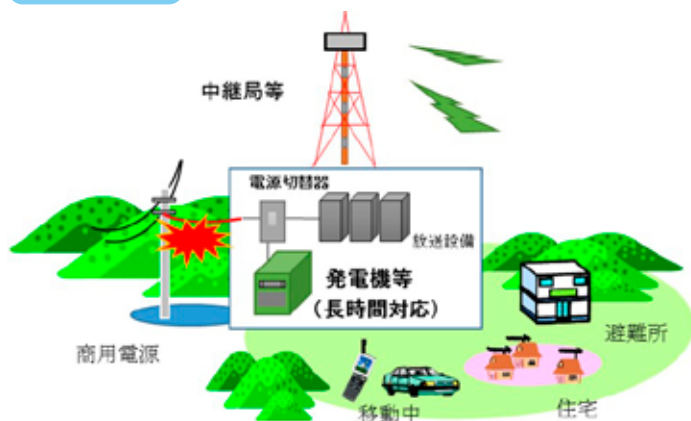
大規模な自然災害時において、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となった場合、被災情報や避難情報等重要な情報の提供に支障を及ぼすとともに、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれがあります。

これを回避するためには、大規模な自然災害時においても、適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続させ、周波数の有効利用を図る必要があるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の一部を補助します。

### 施策の概要

- ア 事業主体：地上基幹放送事業者等、地方公共団体等
- イ 補助対象：①停電対策、②予備設備の整備
- ウ 補助率：地方公共団体等1/2、地上基幹放送事業者等1/3

### イメージ図



# 無線システム普及支援事業 (電波遮へい対策事業)

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、移動通信用中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助します。

## 施策の目的

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内においても、携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的としています。

## 施策の概要

- ア 事業主体：一般社団法人等
- イ 対象地域：高速道路トンネル、鉄道トンネル、医療施設等
- ウ 対象施設：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- エ 国の補助率：1/2（道路トンネル）、1/3（鉄道トンネル（※）、医療施設）

※ 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる新幹線路線における対策の場合は5/12

## 予算額

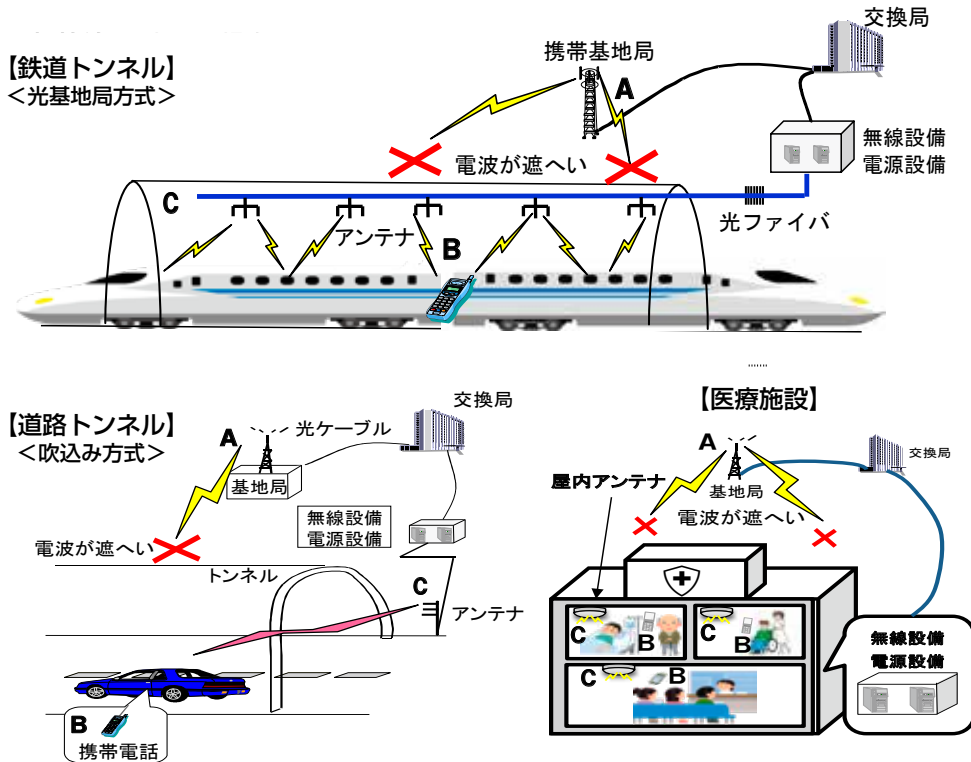
令和3年度 一般会計 2,359百万円

## 実施状況

平成28年度	65箇所
平成29年度	76箇所
平成30年度	96箇所
令和元年度	141箇所
令和2年度	73箇所

※令和2年度は、12月末時点の交付決定対策トンネル・医療施設数

### イメージ図



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため無線局Cを設置することによりトンネル内での通信を可能とします。

担当

総合通信基盤局電波部移動通信課 03-5253-5894  
 総合通信基盤局電波部電波環境課 03-5253-5905  
 総合通信局陸上課、沖縄総合通信事務所無線通信課

# 放送ネットワーク整備支援事業

## 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業

放送により、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現します。

### 施策の目的

近年、深刻な災害（地震、台風、豪雨等）が頻発していることや、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模災害発生の可能性が指摘されていることを踏まえ、放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が地方公共団体等から災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築することを目的としています。

### 施策の概要

#### 【放送ネットワーク整備支援事業】

放送網の遮断の回避等といった防災上の観点から、次の整備費用の一部を補助

- ①ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等（地上基幹放送ネットワーク整備事業）
- ②ケーブルテレビ幹線の2ルート化等（条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも補助対象）（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）
- ③自動起動ラジオの普及に資する自動読上装置、地域BWA基地局等（災害情報等放送・伝送システム整備事業）

#### 【「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業】

災害時に、放送により確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、条件不利地域等<sup>\*</sup>に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化に要する費用の一部を補助

<sup>\*</sup>ア ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村、イ 条件不利地域、ウ 財政力指数が0.5以下の市町村その他特に必要と認める地域、のいずれも満たす地域。

### 補助対象及び補助率

地方公共団体 補助率 1 / 2  
コミュニティ放送事業者(③に限る) 補助率 2 / 3  
第3セクター、地上基幹放送事業者等 補助率 1 / 3

### 予算額

#### 【放送ネットワーク整備支援事業】

令和3年度当初 一般会計 233百万円

#### 【「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業】

令和3年度当初 一般会計 1,100百万円

### 地方財政措置<sup>\*</sup>

過疎対策事業債、辺地対策事業債、公共事業等債、一般補助施設整備等事業債等

<sup>\*</sup> 具体的な対象については自治部局にお問い合わせください。

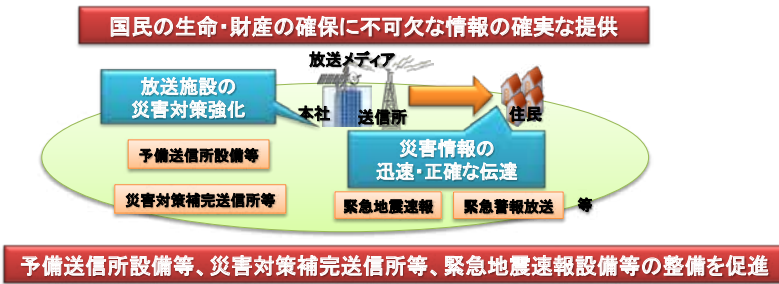
担当課 情報流通行政局地上放送課 03-5253-5737  
衛星・地域放送課地域放送推進室 03-5253-5808



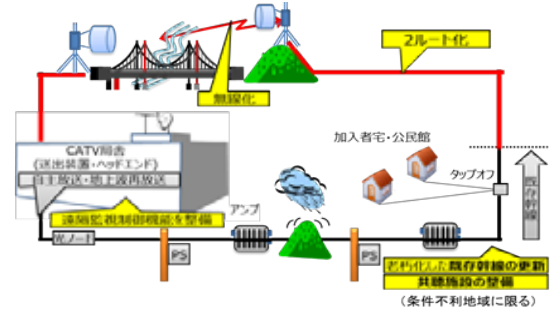
## II 地域情報基盤の整備促進

### イメージ図

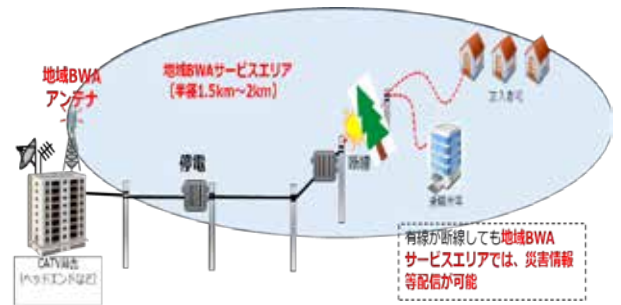
#### ①地上基幹放送ネットワーク整備事業



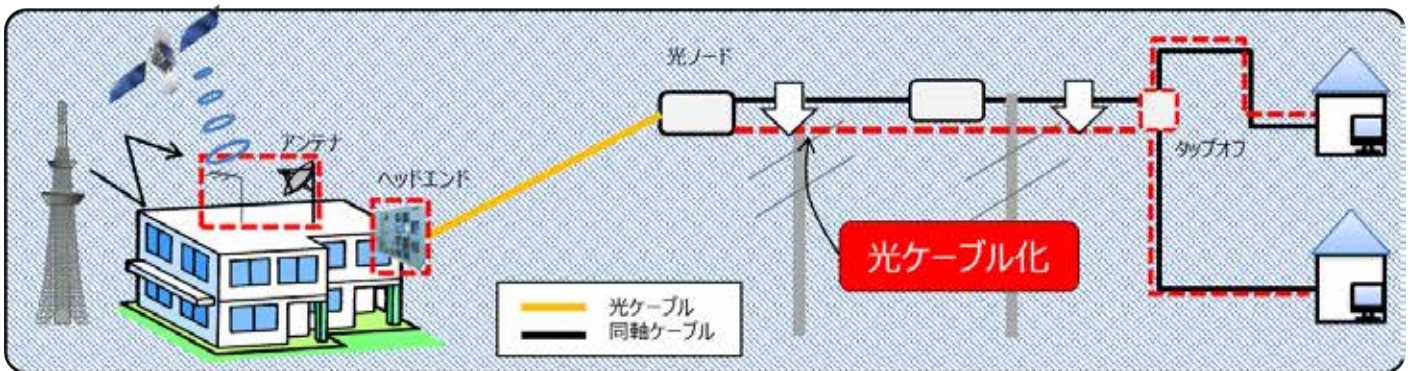
#### ②地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



#### ③災害情報等放送・伝送システム整備事業



#### 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業



担当課 情報流通行政局地上放送課  
衛星・地域放送課地域放送推進室

03-5253-5737  
03-5253-5808

# 地域データセンター整備への支援 地域データセンター整備促進税制

首都圏以外の地域のデータセンターにサーバー等の対象設備を設置する事業者に対して、固定資産税の特例措置の適用を行います。

### 施策の目的

喫緊の課題である首都直下型地震への対策の観点から、現在首都圏に集中しているデータセンターの地域への整備を促進しております。

### 施策の概要

#### (1) 支援内容

固定資産税：3年度分の課税標準の特例(3/4)

#### (2) 対象者

対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

#### (3) 対象設備

サーバ用の電子計算機及びこれと同時に設置するルータ・スイッチ・電源設備

#### (4) 対象地域

首都直下地震緊急対策区域<sup>(※)</sup>以外の地域のデータセンター

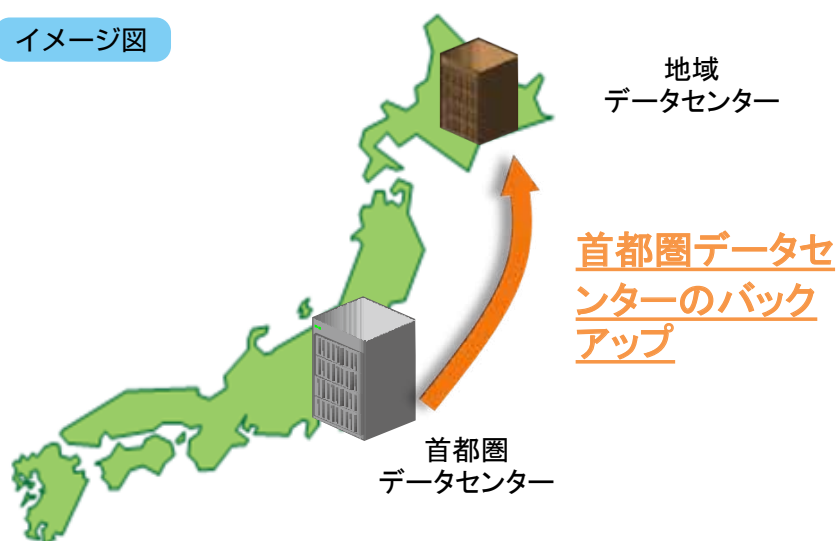
#### (5) 主な適用要件

- ・申請者が電気通信事業者であること
- ・ホスティング、クラウド等のサービスとして他人に利用させるための設備であること
- ・専ら首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップの用途に使用する設備であること
- ・首都直下地震緊急対策区域の内外にデータセンターを持つ事業者の場合、対象設備の取得価額が以下の2点を満たすこと
  1. 合計5億円以上であること
  2. 計画に係る総取得価額に占める割合が20%以上であること

(※)首都直下地震対策特別措置法第3条第1項に規定する首都直下地震緊急対策区域。具体的には次の地域。

- ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県全域
- ・茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県の一部

イメージ図



# Lアラート(災害情報共有システム)活用のための普及啓発

総務省では、地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤である「Lアラート」の更なる活用に向けた取組を推進しています。

## 施策の目的

東日本大震災等の経験を踏まえ、複数の伝達手段の組合せにより、災害時に必要となる情報が住民に迅速かつ確実に届く環境を整備することが重要となっています。そこで、総務省では、災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達することができるよう、「Lアラート」の更なる活用に向けた取組を推進しています。

## 施策の概要

### (1) 人材育成の取組

Lアラートの意義や正しい使い方を啓発するため、地方公共団体職員等を対象に地域単位の連絡会の開催、合同訓練や研修を定期的実施します。

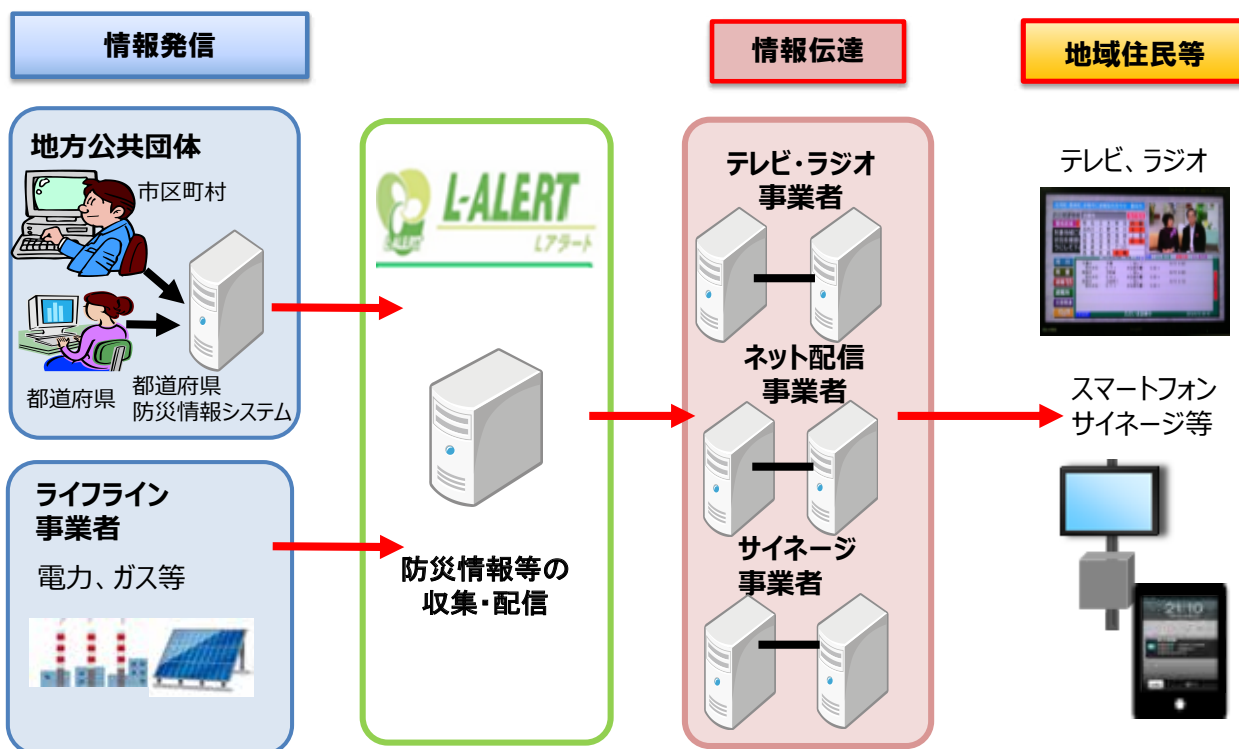
### (2) 正確かつ迅速な情報発信の推進

地方公共団体等に対し、実際の災害時に発信されたLアラート上の誤情報等を分析・集約した事例集を用い、正確な情報発信を推進します。さらに、過去の実証事業の成果である地図化システムの導入を推進し、Lアラートへの地図情報の発信を推進します。

## 予算額

令和3年度当初 一般会計 55百万円

イメージ図



担当 情報流通行政局地域通信振興課 03-5253-5756

# 地域情報化推進のための地方財政措置

行政の簡素・効率化、透明化及び国民の利便性の飛躍的向上をもたらす電子自治体の実現並びにITを活用した活力ある地域社会の実現に向け、高速・超高速ネットワークインフラの整備をはじめ必要な施策に対して地方財政措置を講じます。

**普通交付税**：個々の地方公共団体の標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える場合、その超える額すなわち財源不足額を交付

**特別交付税**：普通交付税で捕捉されない特別の財政需要のある団体に対して交付

**地域活性化事業債**：地方公共団体が行う地域の活性化のための基盤整備事業を対象とした地方債

## 普通交付税措置

電子自治体の推進に関する経費等について措置を講じています。

## 特別交付税措置

### (1) 統合型地理情報システム(GIS)導入における共用空間データ等の整備に要する経費

市町村が実施する、統合型GISの導入に必要な共用空間データ整備費等に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額（担当 自治行政局地域情報政策室03-5253-5525）

### (2) ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービスに要する経費

ケーブルテレビの公共情報専用チャンネル又はコミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村について、公共情報番組の制作及び放送に要した経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額（担当 自治行政局地域情報政策室03-5253-5525）

### (3) ラジオ難聴解消対策に要する経費

- ① 民放ラジオ難聴解消支援事業（国庫補助）に該当しない事業で、ラジオ難聴解消対策に要する経費に0.3を乗じて得た額
- ② 民放ラジオ難聴解消支援事業（国庫補助）に対し、実負担額又は標準負担額のいずれか少ない額に0.5を乗じて得た額（担当 情報流通行政局地上放送課03-5253-5949）

### (4) 地域文化デジタル化事業に基づくコンテンツ作成

市町村が実施する、地域文化デジタル化事業に基づく文化財等に係るデジタルコンテンツの作成に要する経費に0.5を乗じて得た額（担当 自治行政局地域情報政策室03-5253-5525）

### (5) 携帯電話等エリア整備事業に要する経費

携帯電話等エリア整備事業（国庫補助）に対し、実負担額又は標準負担額のいずれか少ない額に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額（担当 総合通信基盤局電波部移動通信課03-5253-5894）

### (6) 電気通信に関する施設の維持管理に要する経費

- ① 離島地域、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、辺地、特定農山村地域又は豪雪地帯を含む区域（以下「条件不利地域」という。）において、市町村若しくは一部事務組合等（以下「市町村等」という。）又は民間事業者等（市町村等から電気通信に関する施設を借り受けているものに限る。）が経営するインターネット接続サービス、有線テレビジョン放送又は地上基幹放送に係る電気通信に関する施設の維持管理に要する経費のうち、市町村等が実質的に負担する額(収支赤字)に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額（担当 情報流通行政局地域通信振興課03-5253-5758）
- ② 高度無線環境整備推進事業（離島向け維持管理補助）(国庫補助)に係る措置についてはP26 を参照

### Ⅲ 電子自治体の推進

#### (7)自治体クラウド導入に要する経費

複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用のためのデータの移行等に要する経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

※具体的な条件については、別途、総務省自治行政局地域情報政策室より地方公共団体あてに情報提供予定。

#### (8)自治体行政のスマート化の実現のための取組に要する経費

・RPAの導入に要する経費(※)に0.3(都道府県、市町村が協定の締結等をした上でRPA共同利用を行う場合は0.5)を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額。

※情報システムの標準化・共通化を行う17業務を除く。

・共同オンライン申請システム、インフラ点検に必要なドローン等、地方公務員向けテレワークの導入に要する経費に0.5を乗じた額に、財政力指数に応じた乗率を乗じて得た額

#### 地域活性化事業債〈地域情報通信基盤整備事業〉

地域間格差の是正や活力ある地域社会の形成に資するため、高速・超高速ネットワークインフラ等の整備を推進

担当 地域力創造グループ地域情報政策室

03-5253-5525

#### (1)公共施設等を接続するネットワークの整備

対象：地方単独事業

内容：学校、公民館、図書館、庁舎等を接続するネットワーク構築のためのネットワーク管理設備、構内伝送路、ネットワーク接続設備、伝送施設、送受信設備、情報提供端末等の整備であって、インターネット等に接続することにより高度な公共サービスの提供や地域の活性化に資するもの(庁内LANを除く。)

#### (2)条件不利地域における加入者系光ファイバ網等の整備

対象：地方単独事業

国庫補助事業

内容：条件不利地域及び民間事業者による整備見込みのない地域において実施する、デジタル加入者回線設備の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備。

#### (3)辺地共聴施設の改造事業

対象：地方単独事業

内容：地上放送のデジタル化に対応するための辺地共聴施設の改造事業。

#### (4)地域衛星通信ネットワーク施設の整備

対象：地方単独事業

内容：LASCOMの地域衛星通信ネットワーク整備のための地球局の整備及び無線設備等の整備。

#### (5)地域情報拠点施設の整備

対象：地方単独事業

内容：地域の情報化を推進するための拠点となる情報センター等の建設、公共施設等における情報化推進コーナー等の整備であって、地域住民への研修や地域情報発信等に直接必要となる機能を有するもの。

#### (6)共同処理センターの整備

対象：地方単独事業

内容：共同処理センター(電子申請等の住民サービス業務及び住民サービス業務と連携した業務を複数の地方公共団体が共同して推進するためのシステム及び施設等)の整備。

### Ⅲ 電子自治体の推進

#### 地域情報通信基盤整備事業（ハード事業）に対する財政措置

○国庫補助事業

国庫補助

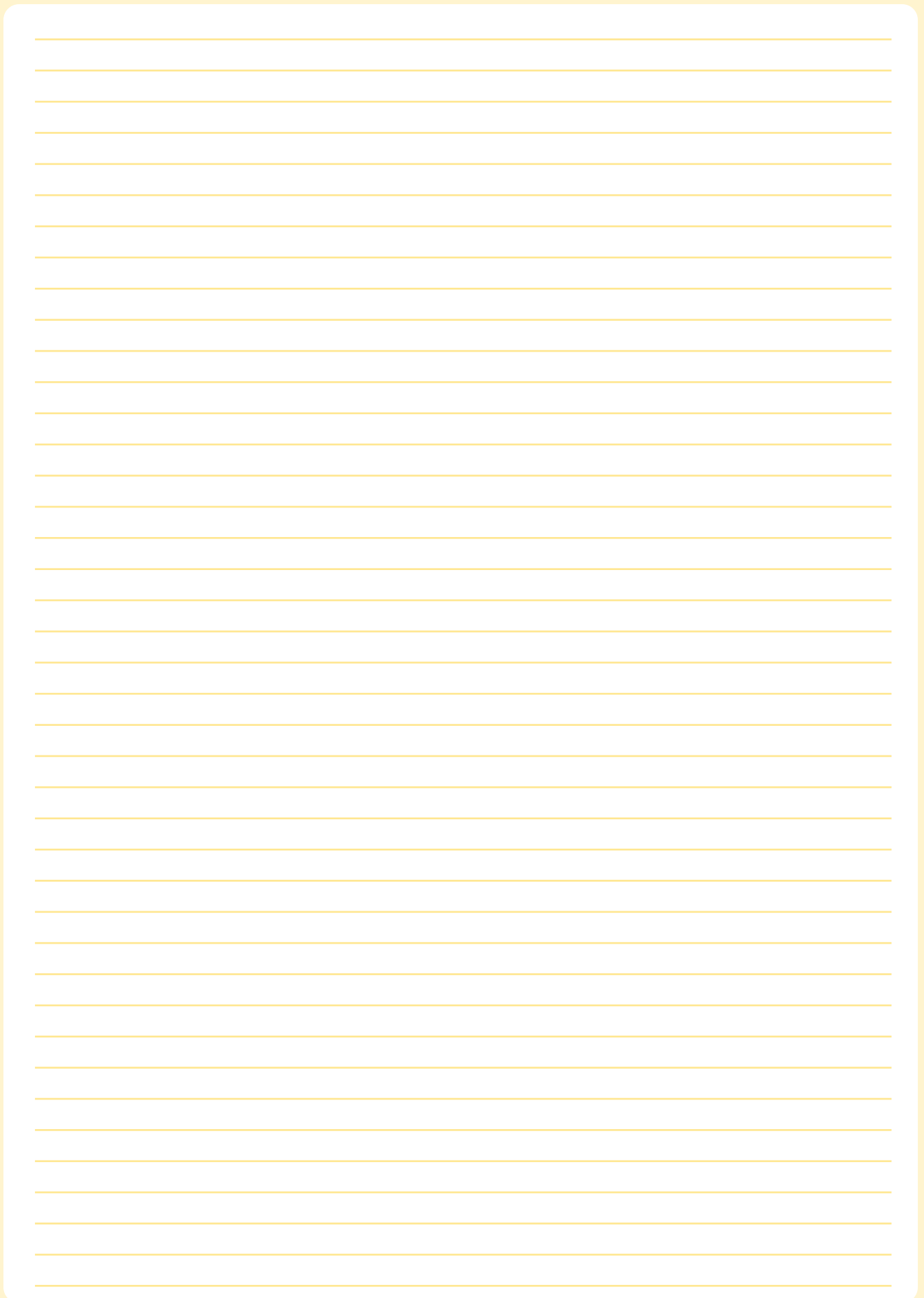
補助裏

国庫補助金	地方債90%	一般財源 10%
	30%交付税措置	

○地方単独事業

地方債90%	一般財源 10%
30%交付税措置	

# Memo



A large white rectangular area with rounded corners, filled with horizontal yellow lines, serving as a writing space. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page, providing a guide for handwriting or typing. The background of the entire page is a solid light yellow color.

# 連絡先一覧

## 総務省

〒100-8926 千代田区霞が関2丁目1-2  
中央合同庁舎第2号館  
<https://www.soumu.go.jp/>  
電話 03-5253-5111

(連絡先は各施策をご覧ください)

## 東海総合通信局

〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1  
名古屋合同庁舎第3号館  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>  
電話

情報通信部情報通信連携推進課 052-971-9315  
情報通信振興課 052-971-9404  
放送部 放送課 052-971-9148  
有線放送課 052-971-9407  
無線通信部陸上課 052-971-9619  
防災対策推進室 052-971-9112

## 北海道総合通信局

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1  
札幌第1合同庁舎  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>  
電話 011-709-2311

情報通信部電気通信事業課 (内)4704  
情報通信連携推進課 (内)4764  
情報通信振興課 (内)4716  
放送課 (内)4664  
無線通信部陸上課 (内)4643  
防災対策推進室 (内)4671

## 近畿総合通信局

〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44  
大阪合同庁舎第1号館  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/>  
電話

情報通信部情報通信連携推進課 06-6942-8584  
情報通信振興課 06-6942-8521  
放送部 放送課 06-6942-8566  
有線放送課 06-6942-8571  
無線通信部陸上第一課 06-6942-8553  
防災対策推進室 06-6942-8504

## 東北総合通信局

〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23  
仙台第2合同庁舎  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/>  
電話

情報通信部情報通信連携推進課 022-221-9578  
情報通信振興課 022-221-0711  
放送部 放送課 022-221-4710  
有線放送課 022-221-0705  
無線通信部陸上課 022-221-0747  
東日本大震災復興対策支援室  
022-221-0654/0660

## 中国総合通信局

〒730-8795 広島市中区東白島町19-36  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/>  
電話

情報通信部情報通信連携推進課 082-222-3471  
情報通信振興課 082-222-3323  
放送部 放送課 082-222-3384  
有線放送課 082-222-3388  
無線通信部陸上課 082-222-3363  
防災対策推進室 082-222-3398

## 関東総合通信局

〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/>  
電話

情報通信部情報通信連携推進課 03-6238-1682  
情報通信振興課 03-6238-1693  
放送部 放送課 03-6238-1707  
有線放送課 03-6238-1722  
無線通信部陸上第一課 03-6238-1761  
防災対策推進室 03-6238-1790

## 四国総合通信局

〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/>  
電話

情報通信部電気通信事業課 089-936-5043  
情報通信振興課 089-936-5061  
放送課 089-936-5037/5039  
無線通信部陸上課 089-936-5066  
防災対策推進室 089-936-5020

## 信越総合通信局

〒380-8795 長野市旭町1108  
長野第1合同庁舎  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/>  
電話

情報通信部電気通信事業課 026-234-9972  
情報通信振興室 026-234-9974  
放送課 026-234-9939/9993  
無線通信部陸上課 026-234-9978  
防災対策推進室 026-234-9961

## 九州総合通信局

〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1  
熊本地方合同庁舎  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/>  
電話

情報通信部電気通信事業課 096-326-7812  
情報通信連携推進課 096-326-7316  
情報通信振興課 096-326-7833  
放送部 放送課 096-326-7307  
有線放送課 096-326-7877  
無線通信部陸上課 096-326-7853  
防災対策推進室 096-326-7334

## 北陸総合通信局

〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60  
金沢広坂合同庁舎  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/>  
電話

情報通信部電気通信事業課 076-233-4420  
情報通信振興室 076-233-4431  
放送課 076-233-4492/4493  
無線通信部陸上課 076-233-4484  
防災対策推進室 076-233-4479

## 沖縄総合通信事務所

〒900-8795 那覇市旭町1-9  
カフェーナ旭橋B街区5階  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/>  
電話

情報通信課 098-865-2304  
無線通信課 098-865-2306  
防災対策推進室 098-865-2300